

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2994号)

令和5年5月24日

横 情 審 答 申 第 2994 号
令 和 5 年 5 月 24 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年8月3日瀬生第508号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」の一部開
示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定年月日に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年4月1日付で行った「特定年月日に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号アに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

相談者氏名、薬局対応者、勤務日・勤務時間等及び兼務許可は、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人が識別されることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。

(2) 旧条例第7条第2項第3号アの該当性について

取扱い処方せん数は、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公にすることにより、薬局間の実績比較が可能となる。各薬局の経営方針等、営業上のノウハウに繋がる情報であり、事業活動が損なわれるおそれがあることから本号アに該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。

相談の内容については、開示することにより、当該法人の名誉、社会的評価を損ね、当該法人に対し不利益となるおそれがあることから本号アに該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。

(3) 旧条例第7条第2項第6号アの該当性について

調査結果、指導事項、監視事項が推測できる情報は、横浜市瀬谷福祉保健センター生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）の是正指導業務に関する情報であって、開示することにより、横浜市が行う是正指導の傾向を薬局等が把握して是正指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから本号アに該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、薬局対応者及び当該対応者が管理者の場合は勤務日・勤務時間等の開示を求める。
- (2) 薬局対応者は、管理薬剤師、その他薬剤師、登録販売者の列記があるが、立入検査の真正性を担保する上から、明示が必要である。
実施機関が責任者の立会いを行わせるのは慣行となっており、特定薬局について、立入検査の対応者は管理者でなければ立入検査における法執行の有効性は担保できず、その真正性がないことになる。実施機関がこの薬局対応者を非公開とすることは、到底理解しがたい決定であると指摘する。
- (3) 勤務日・勤務時間等にあつては、管理者薬剤師は、厚生労働省の通知により常勤であること、常時その薬局を直接管理すること等とされており、管理者の勤務時間・勤務日について、横浜市条例をもって開示を拒む理由に当たらない。
- (4) 最大のポイントは、2階調剤室前の患者等の待合所の開設許可要件を現認しながら、それを黙認した疑いからのものである。この立入検査の調査結果の報告を受けたが、具体的な内容に乏しく、現地で指導、改善指示等を行った立会人の特定が必要とし、開示請求をしたものである。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 薬事施設に関する報告の徴収及び立入検査に係る事務について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35

年法律第145号)第69条第2項では、同法第5条等に基づく命令を遵守しているかを確かめるために必要があると認めるときは、保健所を設置する市の市長は、薬局開設者に必要な報告をさせ、又はその職員に薬局への立入検査若しくは従業員その他の関係者への質問をさせることができること等が規定されている。

横浜市においては、これらの権限は、横浜市保健所長委任規則(平成19年3月横浜市規則第31号)第18項第11号の規定により、横浜市保健所長に委任されている。また、横浜市保健所及び福祉保健センター条例(平成13年9月横浜市条例第38号)第3条の規定により、横浜市保健所には支所である福祉保健センターが設置されており、瀬谷区の区域における当該権限に係る事務は、横浜市瀬谷福祉保健センターが分掌している。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、生活衛生課が特定年月日に実施した特定法人特定薬局への事情聴取及び立入検査(以下「立入検査等」という。)に係る相談受付・整理票とその添付文書である薬事監視票である。

相談受付・整理票には、立入検査等の契機となった相談に係る相談者氏名、相談の内容、生活衛生課の対処方針、立入検査等に係る薬局対応者の氏名、調査内容等が記載されている。また、薬事監視票には、許可番号、名称、薬局の管理者の氏名、勤務日・勤務時間等及び兼務許可等の特定法人特定薬局に係る情報並びに監視項目及び根拠条文等の立入検査等に係る項目が記載され、「その他薬剤師及び登録販売者」の氏名、資格等が記載された名簿が添付されている。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、相談者氏名、薬局対応者の氏名、薬局の管理者の勤務日・勤務時間等及び兼務許可を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして、取扱い処方せん数及び相談の内容を同項第3号アに該当するとして、調査内容、監視項目等の調査結果並びに指導事項及び監視事項が推測できる情報を同項第6号アに該当するとして、それぞれ非開示としている。

審査請求人は、審査請求書において薬局対応者の氏名及び薬局の管理者の勤務日・勤務時間等の開示を求めているので、これらの情報について、以下検討する。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」について、開示しないことができることを規定している。

もつとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 薬局対応者の氏名は、生活衛生課の立入検査等に対応した特定法人特定薬局の従業員の氏名であるから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでに該当しない。

ウ 次に、審査請求人は、「薬局対応者が管理者の場合は、勤務日・勤務時間等を求め」と主張する。しかし、実際に立入検査等に対応した者が薬局管理者であったか否かにかかわらず、薬局管理者の勤務日・勤務時間等は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでに該当しない。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を旧条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号アに該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 3 年 8 月 3 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 3 年 9 月 9 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令 和 3 年 9 月 16 日 （第273回第三部会） 令 和 3 年 9 月 22 日 （第405回第二部会） 令 和 3 年 9 月 28 日 （第353回第一部会）	・ 諮問の報告
令 和 5 年 2 月 22 日 （第432回第二部会）	・ 審議
令 和 5 年 3 月 8 日 （第433回第二部会）	・ 審議
令 和 5 年 3 月 22 日 （第434回第二部会）	・ 審議
令 和 5 年 4 月 12 日 （第435回第二部会）	・ 審議